

令和6年4月

奨学生のしおり

白河市教育委員会

奨学生のみなさんへ

- ◇この「奨学生のしおり」は、白河市教育委員会（以下、「市教委」という）の奨学資金の貸与を受ける人に読んでいただくために作成した資料です。奨学生として採用後、貸与が開始されてから終了するまでの在学中の諸手続きと、返還の際の注意などが記載されています。全体を通してよく読み、内容を理解してください。
- ◇在学中は、入学したときの初心を忘れることなく、健康に留意し、途中でくじけることのないよう学業に励んでください。
- ◇在学中に休学や退学した場合、また、返還が完了するまでの間に住所の変更などがあった場合には、届出が必要です。
- ◇この奨学資金の財源は、市の公金のほか、卒業した奨学生からの返還金等により賄われています。
- ◇市教委は、みなさんが在学中に教養を深め、卒業後、社会に貢献することを期待しています。



貸与申請から返還までの流れ

- ① 本人からの貸与申請
- ↓
- ② 選考審査会における審査
- ↓
- ③ 採用の決定
- ↓
- ④ 決定通知書の受け取り
- ↓
- ⑤ 入学・在学証明書等の提出
- ↓
- ⑥ 奨学資金の交付（年4回）
（5月、7月、10月、1月に口座振込）
- ↓
- ⑦ 在学証明書の提出
（在学中の毎年4月）
- ↓
- ⑧ 貸与終了
（卒業等）
- ↓
- ⑨ 借用証書・返還明細書等の提出
- ↓
- ⑩ 返還開始
- ↓
- ⑪ 返還終了
（全額返還）

目 次

I. 奨学生の決定	1
II. 奨学資金の貸与	2
III. 奨学資金の交付	3
IV. 進学	4
V. 在学証明書の提出	5
VI. 奨学生の異動	6
VII. 借用証書と返還明細書	7
VIII. 奨学資金の返還	8
IX. 返還の一部免除制度	9
◎ 各様式	
○ 氏名・住所変更届出書	11
○ 休学・退学・復学・停学届出書	12
○ 転学届出書	13
○ 連帯保証人変更届出書	14
○ 奨学資金返還猶予願	15
○ 奨学資金返還免除願	16
○ 就労証明書	17

I. 奨学生の決定

奨学資金の貸与が決定した奨学生には、「奨学生決定通知書」を送付します。奨学生決定通知書は、あなたの白河市奨学生としての資格を証明するものです。記載事項に誤りがないか確認し、誤りがあった場合には、市教委まで申し出てください。

また、奨学生決定通知書に記載されている奨学生番号は大切な番号ですので、取扱いに注してください。

Q1. 奨学生番号は、どのような意味があるのですか？

A. 奨学生番号は、奨学資金の貸与期間中及び返還終了までの間、あなたが市教委へ問い合わせる際に使用する大切な番号です。

また、市教委へ届出を提出する場合に記載漏れや記入間違いがあると奨学資金が振り込まれない場合があります。

Q2. 貸与期間は、いつまでですか？

A. 貸与期間は、正規の修学年数までです。なお、休学などがあった場合には、奨学資金の貸与を休止します。詳しくは、「VI. 奨学生の異動」をご覧ください。

Ⅱ. 奨学資金の貸与

奨学資金の貸与は、「白河市奨学資金貸与条例」に基づいております。

Q1. 奨学資金の月額を途中で変更することはできますか？

A. 月額の変更はできません。

Q2. 市教委の奨学資金を受けていますが、さらに他の団体や自治体等の奨学資金を受けることはできますか？

A. できません。白河市奨学資金では、国、県又は他の団体から同種の奨学資金の貸与を受けることを禁止しています。そのような場合には、どちらの奨学資金を受けるか判断をして決めてください。ただし、国、県又は他の団体の給付型奨学資金との併用は可能です。

なお、奨学資金の重複受給（貸与）があった場合には、当初から遡及して奨学生の資格を取り消し、貸与額の全額を返金いただくこととなります。

Q3. 学校を退学しましたが、奨学資金がすでに振り込まれていました。どのようにすればよいですか？

A. 退学等で奨学生資格がなくなる場合は、直ちに市教委に連絡し、必要な手続きを行ってください。

なお、奨学生の資格がなくなった後に振り込まれた奨学資金は、市教委に返金しなければなりません。

Ⅲ. 奨学資金の交付

市教委が、あなたが決めた口座に奨学資金を振り込むことを交付といいます。
なお、原則5月、7月、10月、1月の第一金曜日に交付します（祝日等により変更になる場合もあります）。

Q1. 奨学資金の振込みの際は、通知がありますか？

A. 決定通知書送付の際に、その年度の振込日をまとめてお知らせいたします。振込の都度通知することはいたしません。振込日以降、通帳記帳等により奨学資金の入金を確認してください。万が一不明な点があった場合は、直ちに市教委までご連絡ください。

在学証明書等の提出が遅れた場合や、復学の異動があった場合などは、手続きが完了後の振込みとなります。

Q2. 奨学資金の振込口座は、市内の金融機関のみですか？

A. 振込口座は、国内金融機関であればどこでも可能です。また、ゆうちょ銀行やインターネット専用銀行も可能です。ただし、申請の際には通帳の写し等、金融機関コード及び通帳番号がわかる書類を必ず添付してください。

IV. 進学

Q 1. 現在、高校生で奨学資金の貸与を受けていますが、将来大学に進学することを考えています。大学進学後も、引き続き奨学資金の貸与を受けることはできますか？

- A. 高校在学時、大学在学時でそれぞれ奨学資金の貸与を受けることができます。ただし、大学進学にあわせて奨学資金が自動で継続されるわけではありません。引き続き奨学資金の貸与を希望する場合は、改めて貸与の申請が必要です。例年11月前後に翌年度の奨学資金の申請を受け付けていますので、大学進学の前年度（高校3年生）に改めて申請を行ってください。

Q 2. 将来大学に進学した時、高等学校・専修学校（高等課程）等で貸与を受けていた奨学資金の返還はどのようになりますか？

- A. 奨学資金を受けていた学校を卒業後、さらに進学した場合は、返還を猶予（返還開始を先延ばし）することができます。奨学資金の貸与終了時に、返還開始のご案内とあわせて返還の猶予についてもご案内をいたします。
- なお、奨学資金の返還猶予は1年単位での申請となります。卒業まで返還を猶予する場合、毎年申請が必要です。卒業まで返還を猶予した場合は、卒業後6か月経過後から返還開始となります。
- また、高等学校と大学の両方で貸与を受けていた場合は、それぞれの奨学資金の返還の手続きが必要です。

V. 在学証明書の提出

奨学資金の交付を受けている奨学生は、学校等に在学している間、毎年4月に在学証明書を提出する必要があります。

Q1. 在学証明書の提出は、どのように行えばよいですか？

A. 提出について毎年3月に文書で通知いたしますので、通知に従い期限内に提出してください。

Q2. 在学証明書を提出しなかった場合は、どのようになりますか？

A. 期限内に提出がない場合は、奨学資金の交付を停止することになります（本来の期限に振込みをいたしません）。

なお、期限内に提出できない理由がある場合は、市教委へ事前に連絡をしてください。

Q3. 奨学資金の継続を希望しない場合には、どのようにすればよいですか？

A. 休学や退学など、その理由によって手続きが必要となります。継続を希望しない場合は、必ず市教委へ連絡をしてください。

VI. 奨学生の異動

異動とは、奨学生の資格等に何かしらの変動があったことをいいます。異動があった場合、または異動を予定している場合は、直ちに手続きが必要となります。それぞれの事由によって、巻末の様式を作成いただき提出いただくこととなりますので、一度市教委へご連絡ください。

Q1. 氏名・住所が変更になった場合にはどのような手続きが必要ですか？

A. 氏名や住所を変更したときは、「氏名・住所変更届出書」を市教委まで提出してください。

Q2. 在学中ですが、休学又は退学する場合にはどのような手続きが必要ですか？

A. 学校等の休学又は退学などの異動があった場合は、「休学・退学・復学・停学届出書」と添付書類を提出してください。

【添付書類】

- ・休学、退学、停学：学校が発行する証明書
- ・復学：在学証明書

Q3. 他の学校に転学するのですが引き続き奨学資金を受けることはできますか？

A. 継続して受けられる場合がありますので、市教委まで連絡してください。

Q4. 在学中に留学を考えています。留学期間中でも奨学資金の貸与を継続して受けることはできますか？

A. 在学学校の留学等の取り扱いにより異なります。休学しての留学であれば、貸与は停止となります。

Ⅶ. 借用証書と返還明細書

奨学資金の貸与を受けた奨学生は、貸与終了後に「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」を必ず提出いただきます。

この「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」には、2名の連帯保証人が必要です。

Q1. 「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出は、どのように行えばいいですか？

- A. 貸与終了（卒業）後、提出について市教委より通知いたしますので、通知に従い期限内に手続きを行ってください。

Q2. 退学等により奨学資金の貸与を途中で終了した場合、「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出はどのようにすればよいですか？

- A. 辞退や退学により奨学資金の貸与が終了した場合、異動届に基づき「奨学資金借用証書」と「奨学資金返還明細書」の提出について通知いたします。異動届が未提出の場合は、速やかに市教委へ連絡をしてください。

Q3. 連帯保証人はどのような人をお願いしたらよいですか？

- A. 本市に住所を有する成年者で、独立の生計を営み、奨学資金の返還の責めを負うことができる方2名をお願いしてください。

連帯保証人には、あなたが返還できない事情が生じたときに代わって返還する義務が生じます。あなたの所在が不明な場合や滞納が続く場合には、連帯保証人に対して照会をする場合があります。必ず本人の承諾を得た上で「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還明細書」に署名・押印（実印）をお願いしてください。

VIII. 奨学資金の返還

奨学資金の貸与が終了すると返還の義務が発生します。みなさんからの返還金は、後輩の奨学生の奨学資金として直ちに活用されるものです。自覚を持って必ず返還を行ってください。

Q1. 奨学資金の返還はどのように行いますか？

A. 返還は毎月の口座振替により行います。学校を卒業して6か月経過後（3月末卒業の場合10月）から返還が開始します。卒業後、「奨学資金借用証書」を提出いただく際に、返還開始の手続きについても通知いたします。通知に従い手続きを行ってください。

Q2. 貸与期間が終了しましたが、上級学校に進学し、引き続き学生である場合、いつから返還開始となりますか？

A. 返還者がさらに上級学校に進学した場合、返還を猶予することができます。返還を猶予した場合、進学した学校を卒業して6か月経過後から返還開始となります。「IV. 進学」（4ページ）の「Q2.」もご参照ください。

Q3. 返還者が災害、病気により返還が困難となった場合、どのようにしたら良いですか？

A. 返還者が災害や疾病等により返還が困難となった場合、届出により返還が猶予される場合があります。また、返還者が重度身体障害者となった場合や死亡した場合、返還が免除される場合がありますので市教委までご相談ください。

Q4. 返還金を滞納するとどのようになりますか？

A. 奨学資金の返還を怠った場合、滞納分を金融機関窓口で納めていただくか、次回の口座振替時に滞納分を加算して振替えます。滞納が続く場合は、連帯保証人へ、通知及び滞納金の請求をすることがあります。

なお、長期滞納者に対しては、期限の利益を喪失し、裁判所へ支払督促の申立てを行うなど法的手段をとることがあります。

IX. 返還の一部免除制度

本市に定住し就労するなど、一定の要件を満たしている場合、奨学資金の一部の返還を免除します。

1 白河市に定住・就業している場合

- 対象者（以下①～⑤のすべての項目に該当する方）
 - ① 大学または専修学校へ進学または在学のために白河市奨学資金の貸与を受けた方
 - ② 大学または専修学校を卒業した日の属する月の翌月の初日から奨学資金の返還が完了する日までの間に5年以上継続して白河市内に住所を有している方
 - ③ 白河市内に住所を有している間、5年以上就業している方
 - ④ 奨学資金の返還未納がない方
 - ⑤ 市税の滞納がない方

- 免除額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 【平成25年度までに奨学資金の貸与を受けた方】
 - ・申請があった日の属する月の翌月1日時点における返還未済額の10分の3の額
 - 【平成26年度以降に奨学資金の貸与を受けた方】
 - ・貸与を受けた総額の10分の3の額

※ただし、免除額が、申請した日の属する月の翌月1日における返還未済額を越える場合は、当該返還未済額を限度とします。

- 申請書類
 - ・奨学資金返還免除願 1部
 - ・住民票（個人票） 1部
 - ・納税証明書（滞納なし） 1部
 - ・就労証明書 1部

※上記書類で確認できない場合は、その他事実を証する書類

2 上記1に加えて、結婚した場合

- 対象者（以下①～③のすべての項目に該当する方）
 - ① 上記1の定住・就業による免除を受けた方
 - ② 結婚した方
 - ③ 申請時に白河市内に住所を有している方

- 免除額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 【平成25年度までに奨学資金の貸与を受けた方】
 - ・申請があった日の属する月の翌月1日時点における返還未済額の10分の1の額
 - 【平成26年度以降に奨学資金の貸与を受けた方】
 - ・貸与を受けた総額の10分の1の額
- ※ただし、免除額が、申請した日の属する月の翌月1日における返還未済額を越える場合は、当該返還未済額を限度とします。

- 申請書類
 - ・ 奨学資金返還免除願 1部
 - ・ 住民票（個人票） 1部
 - ・ 納税証明書（滞納なし） 1部
 - ・ 戸籍謄本 1部

3 上記2に加えて、第1子が誕生した場合

- 対象となる方（以下①、②のいずれの項目にも該当する方）
 - ① 上記2の結婚による免除の要件を有している方
 - ② 第1子が誕生した方

- 免除額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
 - 【平成25年度までに奨学資金の貸与を受けた方】
 - ・申請があった日の属する月の翌月1日時点における返還未済額の10分の1の額
 - 【平成26年度以降に奨学資金の貸与を受けた方】
 - ・貸与を受けた総額の10分の1の額
- ※ただし、免除額が、申請した日の属する月の翌月1日における返還未済額を越える場合は、当該返還未済額を限度とします。

- 申請書類
 - ・ 奨学資金返還免除願 1部
 - ・ 住民票（個人票） 1部
 - ・ 納税証明書（滞納なし） 1部
 - ・ 戸籍謄本 1部

申請する際は、市教委へ事前に電話連絡のうえ、必要書類を提出してください。ただし、提出書類等により免除要件の可否が判断されるものであり、申請した全ての奨学生が該当するものではありません。

◎各様式

氏名・住所変更届出書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話番号



白河市教育委員会

下記のとおり変更しましたので届出いたします。

記

氏名変更

変更前氏名	
変更後氏名	

住所変更

変更前住所	
変更後住所	

【添付書類】

変更後の住民票又は変更が確認できる書類

休学・退学・復学・停学届出書

令和 年 月 日

奨学生番号 第 号

住 所

氏 名



電話番号

白河市教育委員会

下記のように休学・退学・復学・停学したので届け出します。

記

学 校 名	(学 部 学 科)
休学・退学・復学・停学月日	令和 年 月 日

【添付書類】

各届出における決定通知書等

転学届出書

令和 年 月 日

奨学生番号 第 号

住 所

氏 名 (印)

電話番号

白河市教育委員会

下記のように転学したので届け出します。

記

転学前

学 校 名			
学 部 学 科 名	学 部		学 科
在 学 学 年	学 年	令 和 年 月 日	ま だ

転学後

学 校 名			
学 部 学 科 名	学 部		学 科
在 学 学 年	学 年	令 和 年 月 日	よ り

【添付書類】

学校からの在学証明書等

連帯保証人変更届出書

令和 年 月 日

奨学生番号 第 号
住 所
氏 名 ⑤
電話番号

白河市教育委員会

下記のように連帯保証人を変更したいので届け出します。

記

変更前連帯保証人

氏 名	
住 所	

変更後連帯保証人

氏 名	⑤
住 所	白河市 電話 ()
勤 務 先 名 称	
勤 務 先 住 所	電話 ()

【添付書類】

- ・ 変更後連帯保証人の印鑑証明書
- ・ 変更後連帯保証人の前年度の市税の納税証明書

奨学資金返還猶予願

令和 年 月 日

白河市教育委員会

奨学生番号 第 号

本人住所

氏名

㊟

電話番号

連帯保証人住所

氏名

㊟

電話番号

連帯保証人住所

氏名

㊟

電話番号

- 1 返還金総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還猶予を希望する額 円
- 4 返還猶予を希望する期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 5 返還猶予を希望する理由

【添付書類】

- ・ 在学証明書その他理由を証明することができる書類

奨学資金返還免除願

令和 年 月 日

白河市教育委員会

奨学生番号 第 号

本人 住所

氏名

印

電話番号

(遺族)

連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

連帯保証人 住所

氏名

印

電話番号

1 返還金総額 円

2 返還済額 円

3 返還免除を希望する額 円

4 返還免除を希望する理由

【添付書類】

- ・免除の理由を証明することができる書類

白河市教育委員会教育総務課

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7-1

電話：0248-22-1111

FAX：0248-22-1143

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>



©しらかわん